

10【農林水産省】国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>1 農用地区域からの除外要件の緩和</b>								
003010	福井市	南海トラフ地震に備える産業拠点形成	農業振興地域の整備に関する法律	福井北・福井ICへの交通アクセスが良好な周辺地域については、本特区の区域計画に適合する立地計画のための農用地区域の除外申請に限り、法に定める要件を緩和し、原則除外する。	御提案のように高速道路のIC周辺において生産、物流施設等の誘致による計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを行うことが適当と考える。 御提案については、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	市街化区域編入は、編入する区域全ての地権者等の利害関係者との調整を行う必要があり、編入するまでに時間を要する。調整が行っている一部区域編入までは企業の立地ができないため、スピード感をもって行う国家戦略特別区域には馴染まない手法である。本市の提案は、立地を希望する個別の企業について、迅速に対応が可能であり、制度として規制が緩和されるため、企業が立地しやすい制度になると考えられる。もちろん、企業の集積が一定程度進めば市街化区域に編入することが望ましく、その際には農地上の土地利用との調整を国家戦略特別区域会議で行うべきであると考えられるので、このことについての規制改革も検討が必要と考える。	御提案のように、高速道路のIC周辺の農用地区域において生産・物流施設等産業拠点を新設することについては、周辺の農地や農業用施設への悪影響が発生するおそれがあることから、既存の制度により、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。
007010	兵庫県	工場拡張に係る農振除外要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	企業が既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大しようとする場合に限り、雇用創出効果が、農業投資効果よりも高いことなど一定の要件を設けた上で、事業完了後8年未満であつても、補助金を返還し、農振除外ができるよう、規制緩和を求めている。	土地改良事業等により国費を投じて農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であり、農業振興地域整備計画において農用地区域として位置付け、一定期間、農業上の利用に供する必要があることから、補助金を返還するからといって農用地区域から除外できることは適当ではない。 しかしながら、 ① 農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入や農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）により地方公共団体が計画的な土地利用を図る場合 ② 土地改良事業の計画段階において、市町のみならずの観点から踏まえた得策的な土地利用を考慮し、既存の工場等の隣接地等であつて転用需要が見込まれる土地の区域を受益地から除外する場合 については、農用地区域からの除外が可能としている。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	農業投資が行われた農地が、一定期間、農業上の利用に供することが必要という点は理解している。しかしながら、国・地方が一体となって、地方創生を進める中、当該規制のために、地域活性化や雇用創出の機会を失うことは地方創生の流れに沿わない。 御提案については、企業が既存敷地に隣接する農振農用地を取得して事業を拡大しようとする場合に限り、雇用創出効果が高いことなど一定の要件を設けた上で、事業完了後8年未満であつても、補助金を返還した上で、農振除外ができるよう、規制緩和を求めている。 なお、今回の提案は、農用地区域の除外要件①または②に該当しない案件に対する提案である。	土地改良事業等により国費を投じて農業公共投資が行われた農地は、農業上の利用を確保すべき土地として良好な営農条件が整備された優良農地であり、農業上の利用に供する必要があることから、補助金を返還するからといって農用地区域から除外できることは適当ではない。 御提案については、業種や地域の状況等が不明であるが、地域の農業振興の方向性との調和を図りながら、例えば、 ① 農業従事者の安定的な就業の促進のための施設の設置（施設の拡張を含む。）であれば、市町村農業振興地域整備計画で施設の種別、位置及び規模を明らかにし、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第28号の施設として位置付けること ② 既存施設の業種が工業、運送業、倉庫業、コンビニ業及び卸売業であれば、農村地域工業等導入促進法を活用することにより、農用地区域から除外することは可能である。 このため、具体的な計画を基に、市町村等関係機関と調整を進めていくことが重要であり、国としても御相談に応じてまいりたい。
041010	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を超えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	土地の高度利用を進める観点から、農用地区域を農地転用するために必要となる農振除外の手続きについて、土地の高度利用を進める観点から、鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の区域計画で指定された地域に限り、基準（5要件）の適用を免除する。	鳥栖ジャンクション周辺地域における産業団地等の整備については、具体的な計画を基に、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 国としても御相談に適切に対応してまいりたい。	-	-	-
<b>2 農地転用許可要件の緩和</b>								
003020	福井市	南海トラフ地震に備える産業拠点形成	農地法	福井北・福井ICへの交通アクセスが良好な周辺地域については、本特区の区域計画に適合する立地計画のための農地転用に限り、当該農地を第3種農地として扱い、原則許可する。	御提案のように高速道路のIC周辺において生産、物流施設等の誘致による計画的な市街化を図る場合には、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを行うことが適当と考える。 御提案については、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	市街化区域編入は、編入する区域全ての地権者等の利害関係者との調整を行う必要があり、編入するまでに時間を要する。調整が行っている一部区域編入までは企業の立地ができないため、スピード感をもって行う国家戦略特別区域には馴染まない手法である。本市の提案は、立地を希望する個別の企業について、迅速に対応が可能であり、制度として規制が緩和されるため、企業が立地しやすい制度になると考えられる。もちろん、企業の集積が一定程度進めば市街化区域に編入することが望ましく、その際には農地上の土地利用との調整を国家戦略特別区域会議で行うべきであると考えられるので、このことについての規制改革も検討が必要と考える。	御提案のように、高速道路のIC周辺の農用地区域において生産・物流施設等産業拠点を新設することについては、周辺の農地や農業用施設への悪影響が発生するおそれがあることから、既存の制度により、市の具体的な計画を基に農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 なお、この調整を迅速に進める上で、国としても、円滑な調整が進められるよう、国、県、市の農業担当部局と都市計画担当部局等が一堂に会して調整する場を設けるなど、速やかな実施に向けて適切に対応してまいりたい。
034030	個人	竹林バイオ発電所付き大規模ハウス	農地法第4条第1項	農地法の規制緩和。 ハウスを建てるため、耕作放棄地や活用されていない農地への大規模地の造成にあつては、農地転用の手続を大幅に緩和し一定の要件のもとで届出制にするなど、規制緩和を行う。 このため、御提案については、須崎市農業委員会に相談された。	農地の転用を伴わない一般的な温室の設置については、農地転用の許可は不要である。 なお、いわゆる植物工場のように、農地をコンクリート等で地固めるものについても、周辺農地における営農への支障がないこと等が確認できれば許可が可能である。	-	-	-
041020	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～県境を超えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	農地法第5条	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4km以内の地域であつて、区域計画で指定された場所の甲種、1種、2種農地等の分類基準を緩和して、原則として農地転用が可能とされる「3種農地」の扱いとする。	鳥栖ジャンクション周辺地域における産業団地等の整備については、具体的な計画を基に、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 国としても御相談に適切に対応してまいりたい。	-	-	-
052030	東海岸地域 サンライズ推進協議会	MICE施設を核とした広域的なまちづくり事業	農地法 4条 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条第4項	各自治体の条例によって村長が判断し、農業振興地域整備計画の変更を行い、農地転用許可を都道府県知事から受けるのではなく、許可を行う。	東海岸地域が一体となつた広域的なまちづくりを行う場合は、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域への編入により計画的な土地利用によるまちづくりを進めることが適当と考える。 御提案については、具体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要であると考えており、国としても御相談に応じてまいりたい。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>3 床面コンクリート張り農産物生産施設の農地のままの設置容認</b>								
100020	大阪府 岸和田市 いずみの農業協同組合 他	おおさか都市農業の振興のための国家戦略特区提案	農地法第2条第1項、農地法第4条、農地法第95条、平成14年4月1日付け13経管第6953号農林水産省経営局構造改善課長通知	転用等によらず、農地のまま全面コンクリート打設を可能とし、農産物の生産施設設置を容認。	農産物生産施設(植物工場等)の建設により農地を全面コンクリートで地固めた場合には、その土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することができなくなるため、農地法上の農地として取り扱うことは困難である。  なお、税制上の地目は、課税の客体となる資産の評価を行う観点から分類されるものであり、農地法上の取扱いが自動的に課税上の地目に反映されるものではない。	-	-	-
<b>4 農家レストランの農用地区域内の設置</b>								
038060	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 瀬トクヤマ徳山製造所 東一樹南陽事業所 出光興産徳山事業所 瀬トクヤマロジスティクス 長府工産㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	集落営農法人や地域コミュニティ組織が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用地区域に設置できるような要件緩和する。	農家レストランについては、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし農用地区域に設置できるという特例措置が国家戦略特区制度として設けられている。	-	-	-
038160	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 瀬トクヤマ徳山製造所 東一樹南陽事業所 出光興産徳山事業所 瀬トクヤマロジスティクス 長府工産㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用地区域に設置できるような要件緩和する。	農家レストランについては、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし農用地区域に設置できるという特例措置が国家戦略特区制度として設けられている。	-	-	-
041100	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～ 圏境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために～	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	農業者が生産する農作物等を調理して提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする。	農家レストランについては、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし農用地区域に設置できるという特例措置が国家戦略特区制度として設けられている。	-	-	-
067030	高知県	移住特区を実現し人口減少による良の連鎖を克服 【～移住者をつくる元気な地域～】	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	自己の農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する農家レストランについて、農業用施設として、農業者がこれを農用地区域内に設置することを可能とする。	農家レストランについては、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし農用地区域に設置できるという特例措置が国家戦略特区制度として設けられている。	-	-	-
<b>5 従業員用更衣室等の農用地区域内の設置</b>								
100030	大阪府 岸和田市 いずみの農業協同組合 他	おおさか都市農業の振興のための国家戦略特区提案	農地法第2条第1項、農地法施行規則第32条第1項第1号、農振法施行規則第1条、平成26年4月1日付け25農振第2473号農林水産省農村振興局長通知	従業員用更衣室、トイレ、事務室等を農地法及び農振法上の「農業用施設」として位置づけ	耕作のために必要不可欠な従業員用更衣室、トイレ、事務室については、農地法及び農振法における「農業用施設」に該当する。  このことについては、既に「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経管第4530号・21農振第1588号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)及び「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成12年4月1日付け12経管第219号農林水産省構造改善局長通知)に明記し、都道府県、市町村等に対して周知しているところであるが、平成28年3月に農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林水産省令第45号)を改正し、更なる明確化を図ったところである。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>6 株式会社による農地取得制限の緩和</b>								
100010	大阪府 岸和田市 いずみの農業協同組合 他	おおさか都市農業の振興のための国家戦略特区提案	農地法第2条、農地法第3条	リース方式による参入後一定期間を経過し、農業経営が安定していると農業委員会が認めれば、農業生産法人とみなし、農地購入を可能とする。	農地所有適格法人(旧農業生産法人)の要件を満たさない企業の農地所有については、これを認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が本年5月27日に成立したところである。	-	-	-
<b>7 農事組合法人の事業範囲の拡大</b>								
038050	山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町 ロボットタクシー(株) (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 ㈱トクヤマ徳山製造所 藤ノ一樹南陽事業所 出光興産徳山事業所 ㈱トクヤマロジスティクス 長府工業㈱	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点	農業協同組合法第72条の8	農業協同組合法の特例により生活支援サービスの提供を実施可能な付帯事業とする。	農事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を阻むために特別に措置した有限法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行う場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当てしている。 このため、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとまらず事業の多角化を行おうとするケースを想定して、農事組合法人から株式会社への変更の多角化を容易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社となることが出来る制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社となることが出来る制度)を設けているところであり、この組織変更の制度を活用することにより、提案の内容は実現可能である。	-	-	-
<b>8 伐採等に係る知事許可の不要化</b>								
078100	秋田県大潟村 (仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	森林法第34条	条文但し書き以下の各号要件を緩和させ、市町村の地域振興計画に伴う伐採等については届け出により可能とする。	1 保安林制度は、国民の生命・財産に直結する災害の防備等の公共の目的の達成に必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定するものである。その指定目的の達成を維持するために、保安林内の立木の伐採は、都道府県知事の許可に基づき行うこととなる。 2 「条文の但し書き以下の各号要件」に該当し許可不要としている伐採は、その保安林機能を損なわないものとして予め定められた方法及び限度に沿った伐採や、枯死木の伐採等の保安林機能への影響が軽微であることが明らかな伐採である。 3 市町村の地域振興計画に伴う伐採については、伐採による保安林機能への影響が軽微でなく、災害の防備等の公共目的が損なわれないこと、制度上の担保がないことから、届出により伐採可能として扱うことは困難と考える。	-	-	-	-
<b>9 漁業生産組合の設立要件等の見直し</b>								
067060	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 【～移住者をつくる元気な地域～】	水産業協同組合法	組合の設立・維持要件を、組合員7人以上から3人以上に、役員を理事3人以上並びに監事2人以上を各1人以上とする。	御提案については、同内容の特例措置が既に国家戦略特区において設けられている。	-	-	-
<b>10 特定区画漁業種の漁業生産組合への優先的付与</b>								
089010	行徳漁業生産組合準備会 事務局 ㈱特区ビジネスコンサルティング	「市川インバウンド観光特区」	漁業法	海苔養殖に係る本事業を行う漁業生産組合への特定区画漁業種の優先的付与	南行徳漁業組合の専務理事は地元漁協の組合員であり、現時点でも当該専務理事は特定区画漁業種を行使し海苔養殖業を営むことは可能であり、当該専務理事他2名の漁業者を含む者が設立する漁業生産組合についても、南行徳漁業組合の法人組合員として海苔養殖業を営むことが可能である。 また、当該漁業生産組合が養殖見学・体験コースを設けて事業を営むことについては、漁業法上何らの制限も課していない。	-	-	-
093010	㈱特区ビジネスコンサルティング	国家戦略特区を活用した「食と漁業の体験ツアー」	漁業法	海苔養殖に係る本事業を行う漁業生産組合への特定区画漁業種の優先的付与	本提案については、事業実施主体となる漁業生産組合や実施予定地も明らかでなく、提案としての実現可能性を欠いていることから、さらに検討が進み具体的なものとなった段階で改めて検討させていただきたい。 なお、海苔養殖に係る事業を行う漁業生産組合が、漁業見学・体験コースを設けて事業を営むことについては、漁業法上何らの制限も課していない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>11 農地を転用した場合における補助金の返還義務の緩和</b>								
041080	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 農業基盤整備促進事業実施要領第9等	鳥栖ジャンクションに近接する鳥栖インターチェンジから概ね4キロ以内の地域であって、区域計画で指定された場所により農振除外、農地転用が認められ、公共事業完了8年未満の農地を転用(農産加工関連施設等)した場合における補助金の返還義務負担を緩和する。	農業基盤整備促進事業実施要領第9等においては、受益地において農業を営む必要農業者の用に供する場合において、地方農政当局等が補助金を返還させないことを相対と認める場合等においては、8年未満経過であっても補助金の返還措置を講じないこととするなど弾力的な運用をしているところである。 具体的な計画があれば、地方農政局に御相談頂きたい。	-	-	-
<b>12 集材材の日本農林規格に係る適用範囲の拡大</b>								
033010	個人	自在な森林振興の柱と架	農林物資の規格化等に関する法律第7条第1項 平成19年9月25日農林水産省告示第1152号 集材材の日本農林規格	集材材の日本農林規格適用の範囲への追加 平成19年9月25日農林水産省告示第1152号へ下記「用語」、「定義」を追加改正 【用語】 構造用集合材 【定義】 構造用の集合材は、所定の耐力を目的とし構造用の元口から元口まで一本の小径木の製剤加工品を複数あわせて接合、接着したもので主として、建築物の柱、梁等の耐力部材として用いられる。	(1) 日本農林規格は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化を図ること等を目的として、農林物資の品質の基準を所在地(国内外)等にかかわらず統一に定めたものであることから、特定の区域(限定して特例措置を実施することは規格化には馴染まないと考えます。 (2) なお、「集材材の日本農林規格」については、平成28年度中に農林物資規格調査会の審議に付すべく、平成26年8月に(株)農林水産消費安全技術センターに学識経験者、製造業者、実需者等で構成される委員会を設置し、定期的見直しに向けた検討を行っているところです(平成28年度までの予定)。そのため、御要望について規格検討のために必要な当該材料の強度・検査等に関する技術的なデータを提出していただければ、同委員会において検討することは可能です。	-	-	-
<b>13 農工商連携事業に係る融資条件の緩和</b>								
041090	佐賀県鳥栖市 福岡県小郡市 佐賀県基山町	「九州ブランディング拠点創生特区」～ 県境を越えて交通結節機能を最大化。すべては九州のために ～	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条等	① 農工商連携事業の推進に資する融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ② 農工商連携事業の推進に資する融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。 ③ 農工商連携事業の推進に資する融資条件(貸付利率等)を農業者向けと同等とする。	③ 現行制度は、中小企業及び農林漁業の経営について知見を有する事業所管官庁が、現場で行政サービスを推進する地方支分部局を活用し、事業計画の相談から、認定態勢状況のフォローアップまで一貫して対応することとしている。このようにして、充実した事業計画立案に寄与するよう、経済産業大臣・農林水産大臣による認定を定めているのであり、内閣府・農林水産大臣による認定のみで定めることは困難である。また、認定にあたっては、両者の地方支分部局が連携して審査を行うことにより、認定手続の迅速化に努めている。現行制度において、認定手続の迅速化を図る中で、スピード感をもった事業展開を促進できるよう、取り組んでまいりたい。	-	-	-
<b>14 農地集約化促進のための交換分合事業に係る基準緩和</b>								
078010	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	土地改良法	農用地の対象面積を縮小させ、相対での交換を可能とするともに、手続きを簡素化させる。	平成28年度以降の交換分合については、関係交付金等の見直しが行われた結果、その交付要件は、交換分合による移動率(10%以上を目標)を満たせばよいこととさせていただきます。 このため、秋田県大潟村における交換分合についても、交付金の予算の範囲内において実施できるものと考えておりますが、事前に地方農政局にも御相談ください。	-	-	-
<b>15 干拓地において利用されていない国有地の管理・活用に係る規制の緩和</b>								
078050	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	土地改良法第94条 土地改良法施行令第59条	公共の用に供する場合は自治体の判断により管理が可能とする。	国営土地改良事業によって生じた工作物、土地等(以下「土地改良財産」という。)は、国有財産法の特例として、土地改良法第94条の規定に基づき農林水産大臣が管理している。また、その施設の利益を受ける地元の都道府県等に管理委託することが便宜である等の考えから、同法第94条の6第1項の規定に基づき都道府県等への管理委託が可能となっている。この土地改良財産については、同法第94条の4の2第1項(管理委託財産については同法施行令第59条)及び土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知5-0-1の規定に基づき、ア)土地改良財産の本業の用途又は目的を妨げない、イ)関係農家の利益に反しない、ことを条件に他目的使用させることができることとなっており、その可否の判断には、土地改良財産の本業の用途又は目的を妨げない限度がどうか等の判断が必要である。本件提案は、国が秋田県に管理委託している土地改良財産について、第三者たる大潟村が他目的使用を行うとする場合、国及び秋田県の判断を待たずして、大潟村の判断により他目的使用を行うとするものである。しかし、大潟村が他目的使用の可否の判断に必要となる土地改良財産の構造、使用状況等の情報を有しておらず、管理や操作も行っていない第三者であることから、その可否を判断する立場にはなく、本件提案の受け入れは困難である。 なお、前述のとおり、国及び管理者の可否の判断を経れば土地改良財産の他目的使用は可能であるので、引き続き本制度を活用されたい。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>16 農業等での外国人雇用</b>								
078080	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	出入国管理及び難民認定法	農作業についても、帰国した際にはその農業技術の伝承につながるから、就労ビザの発行を行う。	農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。 本件については、3月2日の特区諮問会議において、「農業分野における外国人材については、農業経営の規模拡大等の『強い農業』の実現のために必要な人材を確保するとの観点から、入国・在留を求める声があることを踏まえ、特例措置を設ける必要性について、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響、外国人の人権に配慮し適正な管理を可能とする仕組みなどの視点にも十分配慮しつつ、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。」と整理され、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においても、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」について関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしているところである。	-	-	-
099010 099020	辨特区ビジネスコンサルティング	外国人活用特区	出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 労働基準法第32条、第36条 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号)	・農業分野での外国人就労資格を追加し(「技能」)、農業技術を有する外国人が一定期間(3か月から3年程度)、就労を認めるようにする。 ・農業分野の労働規制の合理化 一特区内では、労働者の合意を得、かつ健康面に配慮した上で、農業分野の繁忙期に連した労働時間規制など、ルール設定を行う。(現状では、農業で外国人技能実習生を受け入れる場合、他産業に準拠した週40時間労働などが求められる) ・漁業分野での外国人の就労資格を追加し(「技能」)、漁業技術を有する外国人が一定期間(3年を限度に)の就業を認めるようにする。 ・農業分野の労働規制の合理化	・農業分野での外国人就労資格の追加について 農林水産省は出入国管理及び難民認定法や労働関係法令を所管しておらず、業所管省として回答する。 本件については、3月2日の特区諮問会議において、「農業分野における外国人材については、農業経営の規模拡大等の『強い農業』の実現のために必要な人材を確保するとの観点から、入国・在留を求める声があることを踏まえ、特例措置を設ける必要性について、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響、外国人の人権に配慮し適正な管理を可能とする仕組みなどの視点にも十分配慮しつつ、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得る。」と整理され、日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)においても、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」について関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしているところである。 ・漁業分野での外国人の就労資格を追加について 本提案の可否の検討に当たっては、法務省による出入国管理制度上の検討のほか、以下の事項についての整理が必要。 ・漁業者サイドに、体験型ツアーを主催する外国人の漁業従事者を雇用するニーズがあるか。 ・関係者間の調整がとれているか(漁業への外国人材の導入は、国内の雇用環境への影響が大きい。労働関係団体との調整が必要)。 ・安全性を確保できるか。 (なお、外国人の漁業従事者が主催する漁業の体験・見学ツアーについては、漁業関係法令上特段の措置は必要ない。)	-	-	-
<b>17 農業生産における全国基準の適用</b>								
078080	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	主要農作物種子法第6条	異常が発生した際の規制の範囲を都道府県が決定しているところを、国が全国一律の範囲として決定する。	・種子ほ場に影響を及ぼす病虫害の種類、まん延の早さ等は気象条件や作付けされている品種の抵抗性等、地域によって異なるため、全国一律の範囲とするは困難。 ・なお、優良な種子の安定的な生産に支障をきたさないと判断する場合、種子生産ほ場における馬鹿苗病の防除について、秋田県が現行の手法を変更することは差し支えない。	-	-	-
078160	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	農業取締法第1条	秋田県においては、農業の基準が他県と比較し厳しいため、国の認可を受けた農業については使用できるものとする。	農業取締法に基づき登録を受けた農業は、登録の際に定められた使用基準に従った使用が全国において可能であり、「県の使用基準に適合しなければ使用してはならない」との規制は承知していない。	-	-	-
078170	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	秋田県条例・規則	国で認めた優良品種については全て奨励金の対象とする。	・奨励品種とは、主要農作物種子法に基づき、各都道府県が地域条件等を踏まえ、耐冷性や病虫害抵抗性等の試験を行い、普及すべき優良な品種として決定するものであり、国の補助事業の要件とはならない。 ・なお、県の条例・規則に基づき、県が独自に交付する補助金等については交付対象範囲を国が定めるのは適切ではない。	-	-	-
<b>18 新規需要米の範囲の拡大</b>								
078120	秋田県大潟村	(仮) 創立100周年へ向かう新たな農業創生特区	需要に応じた米生産の推進に関する要領「平成18年11月9日付け18農食第778号 農林水産省生産局長通知」	新規需要米の用途に主食用の用途のための種子を規定することで、未利用地を活用した大規模・効率的かつ安定的な種子生産ができる。	我が国においては、主食用米の需要が9万トンずつ減少している中、需要に応じた生産を進めるとともに、水田のフル活用を図るため、主食用米から需要のある飼料用米など主食用米以外への転換を進めていく必要がある。 新規需要米は、非主食用米の取組の一環であるため、主食用の用途のための種子を含めることは適当でない。	-	-	-

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
<b>19 農山漁村滞在型余暇活動の範囲の拡大</b>								
096010	狛特區ビジネスコンサルティング	狛師体験民宿特区～農山村集落の新たな魅力と鳥獣害対策～	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条	「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割」に「狩猟に関する体験活動」を認める。	農村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条第1号には農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割が定められているが、御提案の「狩猟に関する体験活動」については、同号ハに規定する「地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与」又は同条第2号ハに規定する「地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与」に該当すると考えられることから、現行制度においても対応可能である。	-	-	-
101050	狛特區ビジネスコンサルティング	「ふるさと人材総活躍」で地域をパワーアップ	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条	「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割」に「狩猟に関する体験活動」を認める。	農村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第23号)第2条第1号には農山漁村滞在型余暇活動に必要な役割が定められているが、御提案の「狩猟に関する体験活動」については、同号ハに規定する「地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与」又は同条第2号ハに規定する「地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与」に該当すると考えられることから、現行制度においても対応可能である。	-	-	-
<b>20 新たな在留資格の創設</b>								
080010	狛特區ビジネスコンサルティング	クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁	・出入国管理及び難民認定法第2条の2 ・同 別表第一の二 ・出入国管理及び難民認定法第27条、第28条	・食、ファッション、美容、デザイン、おもてなしを重視した接客業といったクールジャパンにかかわる分野について、日本国内の関連する専門学校を卒業した外国人、または接客検定に合格した外国人が、一定期間、調理業、美容業、服飾業、デザイン業、接客業等で働きながら修習することを可能とする在留資格を整備する。 ・滞在期間は、基本的な修習期間としての「3年」に、分野ごとに必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰国して海外への普及を行っていただく。 ・特区で限定的に実施する。 ・制度を適用した外国人の在留などが生じること防ぐため、就業できる店舗等は信頼性の高いところ限定し、自治体の関与等の十分なチェック体制を設ける。 ・外国人就労ビザの申請において、上場企業や中小企業など、企業規模にとらわれないこと申請に必要な書類を統一して、わかりやすい手続きを定める。 ・入国管理局および労働基準監督署の就労状況の定期監査といった業務を民間に委託する。	農林水産省としては、海外への輸出拡大等を通じた日本産農林水産物・食品の需要拡大を図る観点から、日本食・食文化の海外への普及促進に取り組み、日本料理以外の分野における料理人の受入については、農林水産行政上の必要はないものと考えている。	-	-	-